

予防技術検定模擬テスト

—解説付—

No.187

[共通] 問1 防火対象物定期点検報告制度の認定を受けた防火対象物について、当該認定の効力を失う場合の要件として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該認定を受けてから3年が経過したとき
- (2) 当該認定を受けてから2年が経過した時点で、当該防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類の内容に変更が生じたことに伴い、改めて消防長等に申請したこと、当該消防長等から認定した旨の通知があったとき
- (3) 当該防火対象物において火災が発生したとき
- (4) 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があったとき

[消防用設備等] 問1 消防法施行規則第31条の4に規定する登録認定機関による認定制度に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 登録認定機関は、総務大臣が登録する法人である。
- (2) 登録認定機関は、消防用設備等について認定を行うが、消防用設備等の部分である機械器具について認定を行うことはできない。
- (3) 消防法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準を設備等技術基準というが、登録認定機関はこの設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行うことができる。
- (4) 消防設備士は、防火対象物に設置されている消防用設備等について登録認定機関が認定を行ったものであることを確認した場合、基準に適合している旨の表示を当該消防用設備等に付すことができる。

[消防用設備等] 問2 粉末消火設備に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドの放射圧力は、0.9MPa以上であることが必要である。
- (2) 全域放出方式の粉末消火設備にあっては、消防法令で規定する消火剤の量を1分以内に放射できるものであることが必要である。
- (3) 局所放出方式の粉末消火設備にあっては、消防法令で規定する消火剤の量を30秒以内に放射できるものであることが必要である。
- (4) 第三種粉末を用いる移動式の粉末消火設備の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、一のノズルにつき20kg以下とすることが必要である。

[防火査察] 問1 消防法第3条第1項に基づく屋外の措置命令等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 命令要件の一つである「火災の予防に危険である」の認定については、命令権者が過去の火災事例等を参考に、周囲の事情（気温、湿度、風速、可燃物の状況等）を勘案して、個別的な状況から合理的に判断して具体的な火災危険性があると認めることでは足りず、現実的な火災危険があることを必

ず認定する必要がある。

第1号に規定する「火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用」とは、客観的な欠陥等があり誰が使用しても火災予防上危険な火を使用する設備器具等を使用する場合等をいう。

- (3) 第3号及び第4号に規定する「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意志が現在ともあり、また、それを置くことに何ら正当な理由が見いだされず、ほぼ放置と同様な状態にあることをいう。
- (4) 当該命令に従わなかった者には、罰則（消防法第44条）が設けられており、また、従業員が業務に関して行った行為については、その従業員を罰するほか、管理・監督責任を有する事業主に対しても罰金を科す両罰規定（消防法第45条）も適用される。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令の審査請求等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 法第8条第3項に基づく消防長名による防火管理者選任命令に対する異議申立ては、当該命令の最上級行政府である市町村長に対し、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行う必要がある。
- (2) 法第5条の3第1項に基づく消防吏員名による物件の除去命令に対する審査請求は、当該命令の直近上級行政府である消防署長に対し、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に行う必要がある。
- (3) 法第17条の4第1項に基づく消防署長名による自動火災報知設備の設置命令に対する審査請求は、当該命令の最上級行政府である市町村長に対し、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に行う必要がある。
- (4) 法第5条の2第1項に基づく消防長名の防火対象物の使用停止命令に対する取消しの訴えは、当該命令を受けた日の翌日から30日以内に行う必要がある。

[危険物] 問1 次表の(1)～(4)のうち、泡消火設備について消火に適応する対象物の組み合わせとして正しいものを選べ。

	建築物その他の工作物	電気設備	第2類の危険物（鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するものを除く）
(1)	○	○	
(2)	○		○
(3)		○	
(4)			○

区分	第22条（火災警報）	第23条（たき火等の制限）
気象状況との関係	火災の予防上危険な気象状況	特になし
区域	市町村の全区域	市町村内の一定区域
期間	警報が解除されるまでの間	あらかじめ定めた一定の期間
制限の対象	警戒を必要とするあらゆる火の使用	たき火及び喫煙

[消防時事]

問 1 答 (3)

- 解説 (1) 約2.8件／万人のため誤り。
(2) 35.7%のため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 約7割(74.2%)のため、誤り。
(5) 約4割に減少したため、誤り。

[地方自治制度]

問 1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 区域内の全ての人に及ぶため、誤り。
(3) 特定の人に追随して適用されるため、誤り。
(4) 科すことはできないため、誤り。
(5) 設けることはできないため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

- 解説** 破壊活動を伴う場合は現状保存の観点から必要最小限の破壊とする。

[救急]

問1 答 (1)

- 解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）265頁に、
救急隊の編成等について記載されている。

問2 答 (2)、(3)

- 解説 救急救命士標準テキスト（改定第10版）270頁に、児童虐待に関する法令についての記載がある。

問3 答 (1)、(4)、(5)

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説** 消防法第8条の2の3第4項。本設問は、防火対象物定期点検報告制度の認定を受けた防火対象物が、その認定の効力を失う場合の要件（失効要件）について問うものである。具体的には「認定を受けてから3年が経過したとき」及び「認定を受けた防火対象物の

「管理権原者に変更があつたとき」が失効要件に該当するが、その概要について説明する。

まず「認定を受けてから3年が経過したとき」だが、防火対象物の定期点検報告義務が免除される期間は3年間であることを定めたものである。なお、認定が効力を失う前に再び認定の申請をすることができるが、同時に2件の認定を受けることはできないので、当該申請後、当該申請に対する認定を行うか否かの通知がされた時点で、それまでの認定の効力が失効することとなる。したがって、選択肢(1)及び(2)は正しい。

次に「認定を受けた防火対象物の管理権原者に変更があつたとき」だが、認定を受けた防火対象物の管理権原者が死亡により、又は当該防火対象物の売却、賃貸借契約の変更等により、変更された場合は、当該認定が失効することを定めたものである。認定を行うに当たっては、管理権原者によって構築され、維持される防火管理を行う体制に着目するものであるから、物理的には同一の防火対象物であっても管理権原者に変更があつた場合には、認定を行った前提が失われることになることから、認定も効力を失わせることとされたものである。したがって、選択肢(4)は正しい。

なお、管理権原者が法人である場合には、当該法人の代表取締役、店長、支配人等が変更した場合であっても、管理権原者の変更はないものと解される（以上、逐条解説消防法第5版193頁参照）。

ちなみに当該防火対象物において火災が発生したことをもって当該認定の効力を失うことはないので、(3)が誤りである。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 本設問は、行政の透明性の向上、行政事務の効率化、制度を活用する者の負担の軽減及び消費者への正しい情報の提供等を目的として、平成12年11月20日に消防法施行規則の一部を改正する省令（平成12年自治省令第51号）が公布（施行日は平成13年1月1日）された際に設けられた指定認定機関制度（その後、登録認定機関制度に移行。以下「登録認定機関」という。）に関する設問である。その趣旨は、一定規模以上の防火対象物に消防用設備等を設置した者は、消防法第17条の3の2に基づき、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していることを確認し、消防長等による設置時の検査（設置時検査）を受ける必要があるが、改正後の規則において登録認定機関も消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の設備等技術基準の全部又は一部への適合性を確認すること（認定）を可能とし、これにより設置者の確認の事務負担の軽減と消防機関の設置時検査の簡略化に資するものとされてい（詳細は平成12年12月22日付 消防予第288号（以下「288号通知」という。）を参照されたい。）。

- (1) 消防法施行規則第31条の4及び第31条の5。登録認定機関は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により、総務大臣ではなく消防庁長官が登録する法人であるため、本選択肢は誤りである。

- (2) 消防法施行規則第31条の4第1項。登録認定機関は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行うことができるとされており、消防用設備等の部分である機械器具についての認定も行うことができるため、本選択肢は誤りである。ちなみに、288号通知において、これらの部分である機械器具とは、消防用設備等の構成部品である噴射ヘッド、耐火電線、自家発電設備等が例示されている。なお、設備等技術基準のうち、現場に設置されて初めて確認することができる設置場所、設置個数等の基準については、一般的には消防機関が検査する必要があることから、認定の対象から外れることになることも288号通知で示されている。
- (3) 消防法施行規則第31条の4第1項。登録認定機関は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行うことができるとされており、本選択肢は正しい。なお、288号通知において、設備等技術基準には通知による技術的助言としての基準は含まれないものであるとされている。
- (4) 消防法施行規則第31条の4第2項。登録認定機関は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付すことができるとされており、認定表示を付すことができるのは消防設備士ではなく登録認定機関であるため、本選択肢は誤りである。なお、288号通知において、設置時検査の際に、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が登録認定機関の認定を受けていることが外見上明らかのように登録認定機関が認定を行ったときは、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付すことができることとしたこと、さらには設置時検査の際、消防長等は登録認定機関の認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、認定を受けた部分に関し、設備等技術基準に適合しているものとみなしこれに伴い、消防長等は、設置時検査の際、設置された消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に所定の表示が付されていることを確認すれば、性能を確認するための試験（気密試験、耐圧試験等）を個別に行う必要はなくなる旨が示されている。併せて、一般的には、設置場所、設置個数等については検査する必要があることも示されている。

〔消防用設備等〕

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第21条第1項第1号。噴射ヘッドの放射圧力として0.9MPa以上を求めているのは、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のもの、ハロン1301を放射するハロゲン化物消火設備及びHFC-23を放射するハロゲン化物消火設備であり、全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドの放射圧力は、0.1MPa以上とされているので、本選択肢は誤りである。
- (2) 消防法施行規則第21条第1項第2号。消火剤の放射時間が1分以内とされている消火設備は、全域放出方式の不活性ガス消火設備のうち二酸化炭素を放射するもの（ただし、通信機器室並びに指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分を除く。）並びに全域放出方式の不活性ガス消火設備のうち窒素、IG-55又はIG-541を放射するもの（ただし、消防法令で規定する消火剤の量の9/10の量以上の量の放射時間とする。）であり、全域放出方式の粉末消火設備にあっては、消防法令で規定する消火剤の量を30秒以内に放射できるものであることをとされているので、本選択肢は誤りである。
- (3) 消防法施行規則第21条第2項第1号。本選択肢は正しい。
- (4) 消防法施行規則第21条第3項第4号。移動式の粉末消火設備の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、一のノズルにつき、第一種粉末を用いるものにあっては50kg以上、第二種粉末又は第三種粉末を用いるものにあっては30kg以上、第四種粉末を用いるものにあっては20kg以上の量とすることとされているので、本選択肢は誤りである。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 逐条解説消防法により、「火災の予防に危険である」の認定については、必ずしも現実的な火災危険があることを要するものではなく、命令権者が火災予防について専門的な知識、経験を有する立場から、過去の火災事例等を参考に、個別的な状況から合理的に判断して具体的な火災危険性があると認められれば足りるので、不適当。
- (2) 逐条解説消防法により適当。
- (3) 逐条解説消防法により適当。
- (4) 消防法第44条第1号及び消防法第45条第3号により適当。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 平成26年に全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、改正前に不服申立ての種類の一つとして存在していた異議申立ては廃止され、審査請求に一元化されたので、誤り。